

## 学会会員の日本獣医師会会員への移行方針について

新たな日本獣医師会の学会組織における制度の移行については、平成23年4月から1年間の猶予期間を設け、学会の会員制度、事業等は現行の規程による運営が可能となるよう対応してきたが、新制度への本格的移行に伴い、平成24年4月からの学会会員の本会会員への移行についての方針を定めることとし、次のとおり地方獣医師会あて通知した。

23日獣発第349号  
平成24年3月13日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根 義久  
(公印及び契印の押印は省略)

### 「学会」会員の日本獣医師会会員制度への移行措置について

日本獣医師会の学会組織の位置づけと獣医学術学会事業等につきましては、平成23年4月より新たな関係規程を施行して、独立した機関としての学会組織及びその事業を廃止し、学会を本会組織に属する機関として名実ともに本会直轄の事業と位置づけたところです。

ただし、制度の移行については、1年間の猶予期間を設け、学会の会員制度、事業等は現行の規程による運営が可能となるよう対応してきましたが、平成24年4月からの本格的移行に伴い、学会会員の本会会員への移行についての方針を定めることとしました(別紙参照)。

本方針については、平成23年度学会正副会長会議(平成23年11月16日開催)、平成23年度第4回理事会(平成23年12月5日開催)、平成23年度学会幹事会議(平成24年2月4日開催)、平成23年度地区獣医師会連合会会長会議(平成24年3月2日開催)等において、その方向を了承いただき、平成24年度第1回理事会(平成24年4月17日開催)において承認を得ることとしております。

つきましては、その旨をご理解いただき、本会の学会の運営とともに、各地区を構成する地方獣医師会が開催する獣医学術地区学会等の円滑な運営についてご尽力賜りますようお願い申し上げます。

### 【別紙】

平成23年12月5日開催  
第4回理事会資料

### 学会会員の日本獣医師会会員への移行方針について(案)

#### 1 学会組織の新たな位置づけへの変更に伴う学会独自の会員制度の本会会員制度への一元化に関する経過

(1) 日本獣医師会の学会組織の位置づけと獣医学術学会事業等については、新公益法人制度への移行に当たり4年間にわたる検討を経て、本年4月より新たな関係規程を施行し、独立した機関としての学会組織及びその事業を廃止し、学会を本会組織に属する機関として位置づけるとともに、学会関係事業を本会が直接実施することとしたところである。

(2) 新たな制度においては、本会の会員構成獣医師(以下「構成獣医師」という)又は賛助会員でなくとも、本会学会関係事業(獣医学術学会年次大会(以下「年次大会」という)への参加登録、年次大会での発表、日本獣医師会学会学術誌(以下「日獣学会誌」という)への投稿)に参加できることとされている。

(3) 制度変更に伴い、学会会員のうち学会正会員Aは自動的に構成獣医師となるが、それ以外の学会会員(①学会正会員(B, C), ②学会学生会員(A, B), ③学会外国会員, ④学会賛助会員(個人, 団体))については、これらの者が本会の会員となることを望む場合の会員の移行方針を示す必要がある。なお、近年の学会会員(正会員B, C及び学生会員B)の入会状況は次表のとおり。

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
学会正会員B	2人	3人	0人	0人
学会正会員C	18人	31人	32人	7人
学会学生会員B	61人	98人	76人	41人

平成23年度10月現在

(4) 制度の移行については、平成23年度4月から1年間の猶予期間を設け、学会の会員制度、事業等については現行の規程による運営が可能となるよう、対応してきたが、新制度への本格的移行に伴い、平成24年4月からの学会会員の本会会員への移行について以下の方針を定めることとする。

## 2 学会会員制度から本会会員制度への移行の方針

### (1) 移行に当たっての留意点

- ア 学会の会員であった者が、本会の会員へ移行する際、著しく負担が増すことのないよう配慮する。
- イ 新規程により本会構成獣医師及び賛助会員以外の者（以下「非会員」という）の学会関係事業への参加が認められることとなったが、地方獣医師会への入会を望まない獣医師を含む非会員については、会費を納入して地方獣医師会の会員となった構成獣医師等とのバランスに配慮して、学会活動への参加費（年次大会参加登録料等、日獣学会誌投稿料等）に差を設ける。
- ウ 大学院生、学生等については、これまでどおり将来の獣医師会を担う者として、できる限り学会活動への参加が容易になるよう配慮する。

### (2) 移行の具体例

学会会員から、日本獣医師会の会員への移行の具体例については、以下のとおりとする。

- ア 学会正会員A（構成獣医師） →構成獣医師
- イ 学会正会員B（構成獣医師以外の獣医師）  
→①構成獣医師 ②非会員  
獣医師は、原則として、地方獣医師会に入会したうえで、構成獣医師として学会活動に参加する。ただし、構成獣医師となることを望まない場合には、非会員（一般）として、学会活動に参加することができるが、地方獣医師会へ会費を納入する構成獣医師とのバランスを確保するため、学会活動への参加費については、その負担額に差を設ける。
- ウ 学会会員C（大学院生等）  
→①構成獣医師 ②学生賛助会員 ③非会員
- エ 学生会員A（学生：賛助会員） →学生賛助会員
- オ 学生会員B（学生：非賛助会員）  
→①学生賛助会員 ②非会員  
大学院生である獣医師で構成獣医師となることを望まない場合は、賛助会員又は非会員（学生）として学会活動に参加できる。この場合、これまでどおり将来の獣医師会を担う者として、できる限り学会活動への参加が容易になるよう、参加費等の負担額について配慮する。なお、研究生は、学校教育法に基づく学校（大学、短期大学、専門

学校及び各種学校を含む）に在籍する学生とはみなされないので、獣医師である研究生等は、地方獣医師会に入会したうえで、本会の構成獣医師となるか、非会員（学生）として学会活動に参加する。

また、非賛助会員である学生は、学生賛助会員又は非会員として学会活動に参加する。この場合、学会活動への参加が容易になるよう、参加費等の負担額について配慮する。

（地区における学会活動（地区大会等）においても、会員資格を問わず受け入れを可能とするよう配慮願うこととする。）

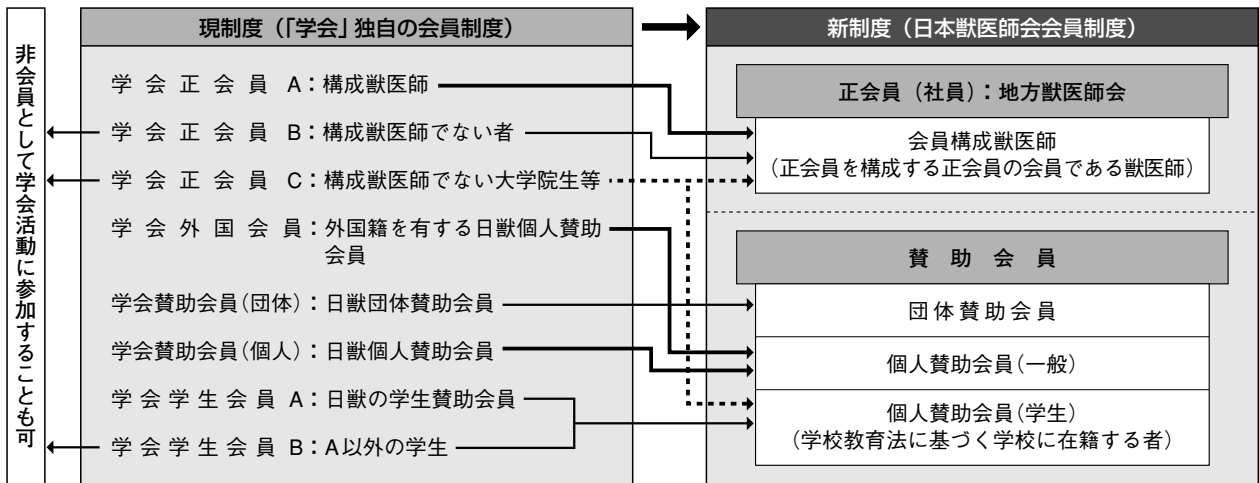
## 3 学会組織の新たな位置づけへの変更に伴う学会独自の会員制度の本会会員制度への一元化のスケジュール

### (1) 平成23年

- ア 4月1日：23日獣発第8号  
地方獣医師会、学会関係者あて学会新規程制定の通知の中で平成23年度は移行期間（平成23年4月1日～平成24年3月31日）として旧制度の存続を明記
- イ 11月16日：平成23年度学会正副会長会議  
学会会員の日本獣医師会会員への移行について了承
- ウ 12月5日：平成23年度第4回理事会  
学会会員の日本獣医師会会員への移行方針について協議・了承

### (2) 平成24年

- ア 2月3日：平成23年度分野別学会幹事懇談会  
学会会員の日本獣医師会会員への移行方針について報告
- イ 2月3日：平成23年度獣医学術学会誌編集委員会  
学会会員の日本獣医師会会員への移行方針について報告
- ウ 2月4日：平成23年度学会幹事会議  
学会会員の日本獣医師会会員への移行方針について報告
- エ 3月2日：平成23年度地区獣医師会連合会会長会議  
学会会員の日本獣医師会会員への移行方針について報告
- オ 4月17日：平成24年度第1回理事会  
学会会員の日本獣医師会会員への移行方針について承認（以降、「学会」独自の会員制度を撤廃）



注：学会関係事業等の公益目的事業については、会員など特定の者のみ参加を限定することが不可となる。従って、一定の対価を徴した上で、上記以外の者であっても参加を可能とする（この場合、学生については、会員構成獣医師を担う者として一定の配慮を行う）。

【別表1】「学会」の独自会員制の日獣会員制への一元化(案)

現制度（「学会」独自の会員制度）						新制度（日本獣医師会会員制度）						
旧学会 会員名	会費 (円)	獣医学術学会年次大会 への参加等			学会学 術誌へ の投稿 (筆頭 著者)	日本 獣 医師 会 会 員 名	会費 (円)	獣医学術学会年次大会 への参加等			学会学術誌への 投稿(事前登録)	
		登録 (事前 登録) (円)	交流会 (事前 登録) (円)	発表 (発表 者)				登録 (事前 登録) (円)	交流会 (事前 登録) (円)	発表 (発表 者)	投稿料 (円)	掲載料 (円)
正会員A (構成獣医師)	6,000	14,000 (10,000)	8,000 (6,000)	可	可	会員構成 獣医師	6,000	14,000 (10,000)	8,000 (6,000)	可	不要	不要
正会員B (非構成獣医師)	30,000	14,000 (10,000)	8,000 (6,000)	可	可	賛助会員 学生個人 会員	5,000	不要	4,000	可	不要	不要
正会員C (大学院生等)	3,000	4,000	4,000	可	可	賛助会員 一般個人 会員	10,000	14,000 (10,000)	8,000 (6,000)	可	不要	不要
外国会員 (学国籍を 有する者)	10,000	14,000 (10,000)	8,000 (6,000)	可	可	賛助会員 団体会員	40,000	—	—	—	—	—
賛助会員 (団体)	40,000	—	—	—	—	賛助会員 一般個人 会員	10,000	14,000 (10,000)	8,000 (6,000)	可	不要	不要
賛助会員 (個人)	10,000	14,000 (10,000)	8,000 (6,000)	可	可	賛助会員 学生個人 会員	5,000	不要	4,000	可	不要	不要
学生会員A (日獣学生 賛助会員)	5,000	4,000	4,000	可	可	非会員 一般	—	17,000	10,000	可	10,000	50,000
学生会員B (A以外の学生)	1,000	4,000	4,000	可	可	非会員 学生	—	4,000	4,000	可	5,000	10,000
非会員 (一般)	—	17,000	10,000	不可	不可							
非会員 (学生)	—	4,000	4,000	不可	不可							

- \* 会員構成獣医師の会費は地方獣医師会を通じて納入（現制度の正会員Aも同様）
- \* 現制度の正会員C及び学生会員Bには、日本獣医師会雑誌は非送付
- \* 現制度の正会員Cで、新制度の賛助会員の学生個人会員に入会できるのは、学生、大学院生等、学校基本法に基づく学校に在籍する者に限る（研究生等は入会不可）。
- \* 「獣医学術学会年次大会への参加等」における、参加登録料、交流会参加費は、平成23年度大会時のものです。

【別表2】日本獣医師会会員制度一元化に伴う会員等の事業への参加について(案)